

**議 事 日 程**

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

**○本日の会議に付した事件**

日程第1から日程第2までの各事件

**（追加議事日程1）**

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 副議長の選挙

日程第6 常任委員の選任

日程第7 議会運営委員の選任

日程第8 もとす広域連合議会議員の選挙

日程第9 行政報告

日程第10 承認第1号 瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分について

日程第11 承認第2号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

日程第12 承認第3号 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

日程第13 議案第32号 瑞穂市固定資産評価員の選任について

日程第14 議案第33号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第34号 瑞穂市国民健康保険条例及び瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第35号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第36号 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）

日程第18 議案第37号 令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

追加日程第1 議案第38号 瑞穂市監査委員の選任について

追加日程第2 発議第3号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置決議について

追加日程第3 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員の選任について

追加日程第4 閉会中の継続調査申出書について

追加日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 渕 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	久 野 秋 広	市 民 部 長 兼 巢南庁舎管理部長	棚 橋 正 則
健康福祉部長	平 塚 直 樹	都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和
調 査 監	宇 野 真 也	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博
会 計 管 理 者	清 水 千 尋	教 育 次 長	広 瀬 進 一
監 査 委 員 事 務 局 長	西 村 陽 子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	宇 野 伸 二
書 記	松 山 詔 子	書 記	近 藤 圭 代

### 開会及び開議の宣告

○議会事務局長（広瀬照泰君） おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長議員の藤橋礼治議員を御紹介いたします。

〔18番 藤橋礼治君 議長席に着席〕

○臨時議長（藤橋礼治君） ただいま紹介されました藤橋礼治でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

ただいまから、令和2年第2回瑞穂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（藤橋礼治君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席でございます。

議事の都合により、このまましばらく休憩を取ります。

休憩 午前9時13分

再開 午前9時37分

○臨時議長（藤橋礼治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（藤橋礼治君） 日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は18人です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人は広瀬守克君、藤橋直樹君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（藤橋礼治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（藤橋礼治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（藤橋礼治君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、仮議席1番議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

○臨時議長（藤橋礼治君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（藤橋礼治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人には、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（藤橋礼治君） 選挙の結果を報告します。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、庄田昭人君16票、関谷守彦君2票、以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、庄田昭人君が議長に当選をされました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（藤橋礼治君） ただいま、議長に当選された庄田昭人君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知を行います。

庄田昭人君は登壇し、御挨拶を願います。

庄田昭人君。

○新議長（庄田昭人君） ただいま御紹介を頂いたように、多数の議員の皆様からこの瑞穂市議会議長として承認を頂きましたことを本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

どうか皆さんとともに一致団結をしながら、まずはコロナ対策を取って、さらに、瑞穂市のよりよいまちづくりのために皆さんとともにこの議会を前進させていただきたい、前進していくんだという思いをさらに強くさせていただきました。

本当に感謝申し上げます、私からの議長としてのまずの一言だということで御理解を頂き、前進をさせていただくことをお約束を申し上げ、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（藤橋礼治君） これで私の職務は全部終了しました。御協力誠にありがとうございました。

ました。

庄田議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長 藤橋礼治君 降壇〕

〔議長 庄田昭人君 議長席に着席〕

○議長（庄田昭人君） これより、私が議長の職務を務めさせていただきます。何とぞ今後ともよろしくお願いを申し上げます。

議事の都合により、しばらく休憩といたします。

休憩 午前9時50分

再開 午前10時23分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 議席の指定

○議長（庄田昭人君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

---

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（庄田昭人君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号3番 若原達夫君と4番 北川静男君を指名します。

---

#### 日程第3 会期の決定

○議長（庄田昭人君） 日程第3、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期を本日だけの1日間としたいと思っております。御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日だけの1日間と決定しました。

---

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第4、諸般の報告を行います。

前議長から事務の引継ぎを受けましたので、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長に代わりまして6件報告します。

1 件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は、令和2年2月分及び3月分が実施されました。いずれも、現金、預金及び借入金の金額などは、関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

2 件目は、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により、監査委員から受けております。

監査は、1月22日に上水道課、2月12日に総合政策課を対象に実施され、いずれも財務の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。その他の監査結果につきましては、お手元に配付のとおりです。

3 件目は、地方自治法第199条第2項の規定による行政監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。

監査はホームページについて行われ、平成31年4月1日から令和元年12月31日を監査対象期間として実施され、また監査の実施において必要と認められた場合は、令和2年1月1日以降及び平成30年度以前についても対象として実施されました。監査結果につきましては、お手元に配付の行政監査結果報告書のとおりです。

4 件目は、瑞穂市監査基準が地方自治法第198条の4の規定により策定されたとの通知を同条第3項の規定により、監査委員から受けました。瑞穂市監査基準につきましては、お手元に配付のとおりです。

5 件目は、岐阜地域児童発達支援センター組合議会の結果報告です。

3月27日に同組合の令和2年第1回定例会が開催されました。管理者から提出された議案は3件で、令和2年度当初予算1件、条例の一部改正が1件と人事案件1件です。

予算案は、総額を1億2,267万3,000円とするもので、前年度比較で517万2,000円、率にして4.05%の減となる内容でした。

条例の一部改正の岐阜地域児童発達支援センター組合議員等の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、その他非常勤の職員の報酬の基本的事項について定めるなどのため、この条例を定めようとするものでした。

人事案については、監査委員の選任同意案で、任期満了に伴い、新たに佐橋伸弘氏を選任することについての同意を求めるものでした。いずれの議案も、原案のとおり可決、または同意されました。

ちなみに、瑞穂市からの利用者は、令和2年3月1日現在9人で、前年同期と比べ2人の減でした。

6 件目は、市議会議長会関係の報告です。

4月16日に開催予定でありました東海市議会議長会の第103回定期総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面会議での開催となりました。また、来年度の開催都市は、愛知県春日井市に決定をいたしました。

○議長（庄田昭人君） 以上、報告しました6件の資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思ひます。

これで諸般の報告を終わります。

議事の都合により、このまましばらく休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第5 副議長の選挙

○議長（庄田昭人君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（庄田昭人君） ただいまの出席議員数は18人です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に議席番号5番 関谷守彦君と6番 森健治君を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（庄田昭人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

○議長（庄田昭人君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（庄田昭人君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は、開票の立会いをお願い申し上げます。

〔開 票〕

○議長（庄田昭人君） 選挙の結果を報告します。

投票総数18票、有効投票16票、無効投票2票です。

有効投票のうち、若井千尋君16票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、若井千尋君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（庄田昭人君） それでは、ただいま副議長に当選されました若井千尋君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

若井千尋君は登壇し、御挨拶をお願いします。

○新副議長（若井千尋君） ただいま、副議長選におきまして副議長の大任を受けました、若井千尋でございます。皆様からしっかり御支持を頂いたということで、先ほどもお話しさせていただきましたが、庄田議長をしっかりと支え、サポートしながら、公平な立場で皆さんの御意見をしっかりと取りまとめながら副議長の職務を全うさせていただきたいと思っておりますので、今後お世話になりますけど、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

---

## 日程第6 常任委員の選任

○議長（庄田昭人君） 日程第6、常任委員の選任を行います。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時53分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、総務委員会に、藤橋礼治君、若園五朗君、若井千尋君、今木啓一郎君、森健治君、広瀬守克君、以上の6名を、産業建設委員会に、広瀬武雄君、庄田昭人、杉原克巳君、松野貴志君、森清一君、北川静男君の以上の6名を、文教厚生委員会に、松野藤四郎君、棚橋敏明君、馬淵ひろし君、関谷守彦君、若原達夫君、藤橋直樹君の以上6名を指名したいと思います。

御異議はありませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより、常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

総務委員会は議会図書室、産業建設委員会は正副議長室、文教厚生委員会は第2議員会議室をお使いください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後0時14分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長及び副委員長が決定しましたので御報告します。

総務委員会委員長 今木啓一郎君、副委員長 若園五朗君。産業建設委員会委員長 広瀬武雄君、副委員長 松野貴志君。文教厚生委員会委員長 松野藤四郎君、副委員長 棚橋敏明君。  
以上のとおりです。

---

#### 日程第7 議会運営委員の選任

○議長（庄田昭人君） 日程第7、議会運営委員の選任を行います。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後0時14分

再開 午後1時59分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議会運営委員の選任について、委員会条例第8条第1項の規定によって、藤橋礼治君、広瀬武雄君、馬淵ひろし君、若原達夫君、広瀬守克君の以上5人を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。議会運営委員は、第2議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時00分

再開 午後 3 時06分

○議長（庄田昭人君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長に藤橋礼治君、副委員長に広瀬武雄君が決定いたしましたので、御報告します。

---

### 日程第 8 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（庄田昭人君） 日程第 8、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選を行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定しました。

もとす広域連合議会議員に松野藤四郎君、若園五朗君、広瀬武雄君、棚橋敏明君、今木啓一郎君、松野貴志君、馬淵ひろし君の以上 7 名を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方をもとす広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま私が指名した方がもとす広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、もとす広域連合議会議員に当選された方々が議場におられます。会議規則第31条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

---

### 日程第 9 行政報告

○議長（庄田昭人君） 日程第 9、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） それでは、3 件の行政報告をさせていただきます。

初めに、報告第3号平成31年度瑞穂市一般会計継続費繰越計算書の報告について報告をいたします。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費通次繰越8,892万9,000円を令和2年度に繰り越しましたので、これを報告するものであります。

次に、報告第4号平成31年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告をいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費2,499万7,000円を令和2年度に繰り越しましたので報告をいたします。

次に、報告第5号債権放棄の報告について報告をいたします。

瑞穂市債権管理に関する条例第8条の規定により、私債権について、水道料金89件で21万9,901円、学校給食費15件で38万4,230円につき債権放棄をしましたので、議会に報告するものであります。

以上、3件について行政報告をさせていただきました。

○議長（庄田昭人君） これで行政報告は終わりました。

---

#### 日程第10 承認第1号から日程第18 議案第37号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第10、承認第1号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分についてから日程第18、議案第37号 令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 本日、令和2年第2回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙の中、御出席を賜り、お礼を申し上げます。さきの瑞穂市市議会議員選挙で御当選されました皆様には、心よりお祝いを申し上げます。令和2年度もスタートして早くも一月半が過ぎようとしています。新型コロナウイルスの影響で、いまだに小・中学校の休校や飲食店などの閉店が続いており、また全国に発令されていきました緊急事態宣言も5月末まで延長され、全ての人々が平常な生活を送ることができない状態となっています。

このような状況の中、感染リスクと背中合わせの現場で従事されている医師・看護師・医療スタッフの皆様をはじめ、休業要請に応じていただいている、あるいは自主的に休業されている皆様、そして市民の日常生活を支えていただいている皆様に感謝を申し上げます。

4月の初めに市内でも感染症患者が発生しましたが、市民の皆様にも少しでも早くこの状況が

鎮静化できるよう、不要不急な外出や3密を避けていただくなどの感染防止に御協力を頂き、その後、新たな感染者の発生は防止することができました。改めて市民の皆様から心からお礼を申し上げます。

今後、岐阜県において緊急事態措置の制限を緩和するかどうかについては、県内の感染状況や医療提供体制、また近隣県の感染状況を踏まえて総合的に基準指標を用いて判断することとなると思いますが、緊急事態宣言の解除には感染拡大が抑えられていることが前提となり、それには一人一人の御協力が欠かせません。一度、対策が奏功したかに見えても、一旦対応の手を緩めると、それまでの積み重ねが一遍に無に帰してしまいます。

先日、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、感染拡大を予防する新しい生活様式の基本的な感染対策が具体的な事例も踏まえて掲げられていますので、今後も皆様とともに感染対策を行いながら、コロナウイルスの終息を目指していきたいと思います。

しかし、県内の経済情勢を見ますと大変厳しいものになっています。東海財務局が4月に発表した管内経済情勢では、岐阜県の総括判断は新型コロナウイルス感染症により経済活動が抑制される中、足元で急速に下押しされており、極めて厳しい状況にあると報告されています。

このような状況の中、市ではコロナウイルスの影響による個人消費の減少対策や、集団感染の防止を目的として、市内の飲食店の方に対し「コロナに負けるな！瑞穂市飲食店応援キャンペーン」を行っています。これは、市内の飲食店の方でテイクアウトやデリバリーに協力いただけた場合に、新たな補助金制度や目印となるのぼりの無料配付などを行うものです。

また、今回の補正予算でも提案させていただいておりますが、新型コロナウイルス対策による国の施策や市独自で行う施策についてもスピード感を持って行い、少しでも市民の方が安全で安心して生活できるよう、引き続き努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

今回上程します議案は、専決処分の承認を求める案件が3件、人事案件が1件、条例改正に関する案件が3件、補正予算に関する案件が2件の合計9件であります。

それでは、順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

まず、承認第1号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、市条例を改正する専決処分をしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に、承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分であります。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、市条例を改正する専決処分をしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでありま

す。

次に、承認第3号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてであります。

コロナウイルス感染症対策として、経営困窮する飲食店に対応するため、飲食店応援キャンペーン事業及び市議会議員選挙における緊急の経費の補正予算を専決処分しましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第32号瑞穂市固定資産評価員の選任についてであります。

固定資産評価員 棚橋正則氏が令和2年4月1日瑞穂市役所の人事異動によって税務課長の職を離れたことから、新たに宮田典雄氏を固定資産評価員として選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第33号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第34号瑞穂市国民健康保険条例及び瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する規定等を定めるため、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第35号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、市条例を改正するものであります。

次に、議案第36号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出の総額に、それぞれ58億6,603万8,000円を追加し、総額243億6,361万5,000円とするものであります。

歳出では、総務費で、新型コロナウイルス対策事業費として、市内事業所活性化補助金などに1億1,538万3,000円、国の特別定額給付金事業費として55億5,989万6,000円を計上しました。

民生費では、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業として9,395万6,000円、みずほ子育て応援給付金給付事業として9,680万3,000円を計上しました。

歳入では、国庫支出金として特別定額給付金事業補助金や子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金など合わせて56億5,385万2,000円を計上し、繰入金として、財政調整基金を2億1,218万6,000円繰り入れるものであります。

次に、議案第37号令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出の総額に、それぞれ817万1,000円を追加し、総額45億5,133万3,000円とするもので

あります。

歳出は、傷病手当金817万1,000円を新たに計上するものであり、歳入は、国が傷病手当金の財政支援を行うことから、特別交付金を817万1,000円増額するものであります。

以上、9件の提出議案につきまして概要説明をさせていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時22分

再開 午後3時47分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております承認第1号から議案第37号までの9議案を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております承認第1号から議案第37号までの9議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、承認第1号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決と併せて採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願い申し上げます。

これから承認第1号を採決します。

承認第1号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分について承認すること

に賛成の方は起立お願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第1号は承認されました。

これより、承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「ありません」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。

承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について承認することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第2号は承認されました。

これより、承認第3号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決します。

承認第3号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の専決処分については承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第3号は承認されました。

これより、議案第32号瑞穂市固定資産評価員の選任についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

瑞穂市固定資産評価員に宮田典雄君を選任することに同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第32号は同意することに決定しました。

これより、議案第33号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

議案第33号瑞穂市税条例の一部を改正する条例については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第34号瑞穂市国民健康保険条例及び瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

議案第34号瑞穂市国民健康保険条例及び瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第35号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

議案第35号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については原案のとおり

り決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第36号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。  
質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 馬淵君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番、新生クラブの馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となりました補正予算について、質疑のほうをさせていただきます。

まず、国から支給をされる予定である特別定額給付金事業について御質疑をさせていただきます。こちらのほう、当初5月22日から受付をするというふうなことをお聞きしておりましたが、早まりまして5月18日からということになります。このような日にちの変更になった経緯というものを教えていただければと思います。

後は、自席にてお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） ただいま御質問がありました馬淵議員の質疑に対してお答えさせていただきます。

当初は5月18日、これ今、受付と言われましたが20日が受付です。18日は郵送になります。申請書の郵送日が18日です。18日に一斉に2万2,000通の申請書を送らせていただいて、20日から受付をさせていただきます。それ以前に、5月11日、昨日からですけれども、マイナポータルとって、マイナンバーを使用しての申請は始まっております。現在、昨日で114件入ってきております。今日で200件は行くだろうという状況で今進んでおります。

当初の新聞紙上で出たところから、なぜゆえかといいますと、私どもの申請書の処理を岐阜県市町村行政情報センターに委託しております。そちらのほうとの調整で進めております。ただ、申請書のほうをまず先に打つんですけれども、システムのほうはまだ間に合っていないんですね。申請書は住民情報から出して18日に送るんですけれども、私どもに返ってきて受け付ける、ここを整理していくというシステムが20日しか来ないという状態です。情報センターとともに県下ぎりぎりの状態でやっています。なおかつ、そういう状態ですけれども、何とか一日でもというところで、当初の設定よりも県下統一させてもらって、情報センターとも話をさせていただいて少しずつ早くなっているという状況でございます。ですから、若干早くなったというところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ただいま御説明いただきまして、18日に郵送、そして20日から受付というふうにお聞きをいたしました。

市民の方からも、とにかく早く。この10万円の国からの支給については、本当に今困っていらっしゃる方、仕事を失われたりとかということがありまして、困ってみえる方があるので、一日も早くやっていただくということは、今御答弁も頂きましたので、そのように進めていただければいいと思うんですけども、もう一つ、申請が必要だということになりますので、市民の方は待っていれば頂けるのかなあという方もまだまだ私がお聞きする中ではいらっしゃいまして、そうじゃないですよ、申請をしなきゃいけませんよということを伝えておるんですけども、市役所のところで新たにそういった窓口、申請のお手伝いをさせていただくような場所、そういった機会をつくられるおつもりがあるか、お聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、会議室を受付のところということで準備しております。受付が20日ですので、20日以降じゃないとやっぱり窓口はということで、今は電算上のマイナポータルを使うマイナンバーのだけを受け付けておりますので、何とか職員で対応をしているという状態です。

しかし、20日以降になりますと、やっぱりどんどん郵便で届きますし、またこちらの庁舎のほうに出向かれる方も見えますので、専用の窓口というのを会議室のほうにつくりたいと思います。そちらのほうは派遣の方々も動員させてもらって、窓口をつくるという形を取りたいと思っています。相談といいますか、相談専用の窓口というものはちょっと考えていないんですけども、相談と受付を込みでということでやらせていただくという方向で今はおります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） できましたら、市民の方が不安なく迅速に受け取っていただくという体制を取っていただく準備をしていただいていると思いますが、そちらについては留意をしていただきましてお願いしたいと思いますが、今、私自身も昨日ちょっとマイナポータルを利用して申請をしようとしたしましたが、カードリーダーというものがありませんね。私自身も持っていないくて、申請手続が途中になってしまったんですけども、そういったものが使えるパソコン、恐らく今、市役所の2階の総合受付のところに、また別のものですけどマイナンバーのものでやっていただくものがあると思いますが、ああいった形で市民の方が相談しながら安心して申請できるよというような体制を整えられるおつもりがあるか、ちょっとお聞きをさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今のところは特別、専用のマシンを置いてそこでできるよという増設等はしていません。今のところ、市民課の前にあるもの1台でということに対応しています。もうちょっとそこが混むのかなあと考えてみていたんですけど、意外と私どものほうは昨日最初で114で、今日また200人来るぐらい、通算2日で200人ぐらいになるとは思いますけれども、意外と安定して入ってきているという状態なので、私が心配するのはそちらよりもお独りの方ですね。お独りで住んでみえてお手紙が来たんだけど、なかなか出しにくいとか、そういうところのほうをかえって私どもは早めに対応していくことを考えたほうがいいのかなあとというふうに思っています。何せ3か月でございますので、どちらかというところのほうの対応を考えるべきかなあと、今考えているというところでございます。

申請に関しては、いろいろとマイナポータルをやって、なかなかここでつまづいてしまったというのは電話で入ってきます。そこはできるだけ分かりやすいように職員が努力させてもらって、説明を今させていただいているというところなんです。慌てない方につきましては、申請書が届いてもできますよという話をさせていただくと、あっ、そうなのということでほっとされる方も見えますので、マイナポータルを使う、もしくは郵送でということ、その点もお話をさせていただきながら、今説明をしたりして対応をしているという状況でございます。

専用の機械を増設とかというところは、ちょっと今のところは考えていないという状況であります。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 市民の方はいつ受け取れるかということを気にされてみえますので、ちょっと私も確認の意味で、申請を受け付けて、いつ頃振込がされるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 郵送を18日から出しますけれども、郵便局のほうで2万2,000通なので、かなり郵便局の方々も大変なことだと思います。それで、おうちのほうにいつの段階で着くのか分かりませんが、それから書いていただいて、添付書類なんかをつけていただいて送り返していただくということになるので、私どもの受けたときの体制は1週間、毎週木曜日に送金することになっています。ですから、木曜日の送金前2日にデータをまとめて、クロックといいますか、そのタイミングで締めては締めては処理していくということなので、当然いつ送られたかにもよるんですけども、できるだけ早めに処理したいです。

前回の定額給付金がありました、そちらのときのいわゆるモード、大体どんなヤマだったのこのを見ています。その今度は2万2,000分だよということで、そうすると割と前半

に人材をかけて処理したほうがいいよねとか、そういう分析もしています。どのタイミングで人を使って、ウエートをかけて対処していくのが均等に送れるか、早く届いたのにずっと申請書が待っている、処理できないということではいけないので、そういうことも今は見ながら考えようということをやっている状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ありがとうございます。

先ほど、114件の申込みがもう既にあったよということでございますので、最短でいきましたら、いつ頃振り込まれるかということを確認させていただきたいと思いますが、木曜日に締めるということですから、5月14日、あした、あさってなのか、翌週なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） こちらのほうは、当然金融機関さんとの話もありまして、協定といえますか、覚書を交わしてということをやっていきますので、まず第1回目の送金日が5月28日です。5月28日が第1回目です。ですから、そのときまでに今受け取るものが送金できるといかなというふうに思っています。そういうつもりで今、進めています。

5月28日が第1回目で木曜日、木曜日、木曜日という形で締めていくという形でいきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） それでは、最短5月28日ということで、これで市民の方にも最短でもらえるよということは御案内ができるということですので、市民の方も安心していただけるんじゃないかなというふうに思っております。

先ほどちょっと御答弁の中に、お独りで住まわれている御高齢の方とか、ちょっと申請に心配があるというお話でしたが、例えば民生委員さんとかケースワーカーさんとか、そういった方々の協力も得ながら、例えばプッシュ型で訪問をして、そういう申請の補助をされるというおつもりがあるのかちょっとお聞きさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） まだ今のところ、担当部のほうとそこまで話が詰め切れていません。ですが、やっぱり2万2,000通あって申請がないというのはいけないことなので、どういう事情か分からないということではいけないと思っておりますので、やっぱり3か月が勝負ですから、何とかして関係する部ともお願いしながら、協力し合いながらできるだけ漏れないようにということで進めております。

今、しっかりとしたスケジュールができておる。こういう手段で、こういう手法でということとは言えませんが、これからどんどん早く詰めていきたいなというふうに思っております。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 失礼いたします。

ただいまの馬淵議員の御質問の独り暮らしの方、あるいはそういった方への周知徹底というところでございますが、ただいま企画部長の答弁を受けまして、私どもも考えていかなければならないというふうに考えております。

本日からでございますが、私どもみずほ・やっとかめ見守り訪問事業というところで、民生委員さんに訪問をお願いするようになりました。今のところは、介護予防のリーフレットであるとかマスクであるとか、そういうのをお持ちいただいて今日から回っていただくということになっておりますけれども、そうしたことが順調に行きますれば、またこの給付金等々についても啓発を引き続きしていただきたいと思いますと思っておりますし、また、社会福祉協議会におきましては包括支援センターといったところもございますし、ケアマネジャーさん等々が介護施設には見えますので、そういった方にも周知を徹底して漏れのないようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ありがとうございます。

ぜひきめ細やかな、もらえることができない方が発生しないように、対応のほうをお願いをさせていただきたいと思いますが、ちょっと御留意いただきたいのは、今ちょっとやらなければと気づかれたというような御発言もありましたが、例えば10万円というものの性質をお考えいただいて、本当に日々困っていらっしゃるという方、そして仕事を失ってしまってちょっと先行きが不安だという方がいらっしゃると、その方への給付というものが目的だと私は思っておりますので、迅速に、もしそういう方がお見えでしたら、例えば生活保護を受給されているような方ですとか、申請にちょっと苦慮されるような方を思い当たると思っておりますので、ぜひちょっときめ細やかな対応をお願いさせていただきたいと思っておりますので、ぜひその辺りを行っていただけるかどうか、お聞きをさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） ありがとうございます。

私どももできるだけことはしたいと思っております。申請書はどうしてもルールがありますので、いろいろと障壁といいますか、手続上、いろんな問題があります。ですから、個人情報の問題だとか、私どもがあんまり福祉のことを知るのはいずれとか、いろいろあるんですね。

ですから、そこをどうやってクリアしながら、健康福祉部のほうと調整しながらやっていくのか。違法なことはやっぱりできないので、その中でタッグを組んでやっていくというのを模索しながらとは思っています。ただ、平塚部長のほうもそうやって言ってくれていますので、何とかいい方法が見いだせるのではないかなあというふうに思っております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） それではちょっと質問変わりまして、「コロナに負けるな！瑞穂市コロナ対策応援キャンペーン」についてちょっとお聞きをしたいと思えます。

まず、こちらについて前提とする事実をお聞きしたいんですけれども、このかきりん振興券というものを発行することに使用する予算、並びに2番の飲食店スタンプラリーに使用される予算のほうの内訳を御説明いただくようにお願いします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 予算書の6ページのところになりますね。こちらの企画費の中になります。今回の補正予算で56億7,527万9,000円が補正予算なんですけれども、このかきりん振興券に関しましては、1億1,367万9,000円です。飲食店のスタンプラリーのほうが170万4,000円です。これを足した残りが全て10万円の特別定額給付金がこの予算の枠に入っているという状態になっております。

特別定額給付金に関しましては、また全額国の補助になりますので、10万円も事務費も入っています。ですから、この予算書の特別定額給付金の55億5,989万6,000円が国庫支出金というところに上がっていると思えますけど、それを除いた1億1,538万3,000円の一般財源がこの2つの事業になっているということです。それで、御質問あったように、かきりん振興券は1億1,367万9,000円、飲食店スタンプラリーは170万4,000円ということになっています。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） では、スタンプラリーですけれども、コロナが終息してからが前提になると思えます。飲食店を回っていただくということは、まだ感染拡大、緊急事態宣言が発生されている中、非常に難しいということでございますので、このスタンプラリー、いつからやられる予定かお聞きをいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 特別給付金と今回のスタンプラリーとかきりん振興券ですけど、この3つがここに入っていますが、まずは特別給付金10万円、それからその次に来るのがかきりん振興券です。かきりん振興券がないとスタンプラリーもできないということになりますので、まずは振興券を作るということが先です。当然、スタンプラリーは、議員言われたように、先

にあんまり早く歩いていただくとか回っていただく、またよろしくない。ですから、終息を見てというところですけども、今のところはかきりん振興券もやってということになるので、7月ぐらいになるのかなというふうには思っていますが、まだ細かいところの日にちのほうが出ておりません。かきりん振興券にしても、飲食店スタンプラリーにしても手を挙げていただく事業主さん、事業所さんを探すところから始まりますので、そちらのほうも商工会等ともお話をさせていただいて、どういう形で取っていくのが一番この復興のためにいいのかという御意見も聞かせてもらいながら進めてというところがありますので、もう少し時間がかかると考えております。7月頃にならないかなというふうに考えておるところです。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 7月というお話を頂きました。そうしますと、我々議会のほうでも様々市民の方々から御意見を聞いておまして、また飲食店業者の方からもお話を伺っております。どのような支援をしていくのが飲食店さんにとってよいか、そういったことについては、我々議会のほうでも聞いている声がありますので、ぜひ市の方と協議をさせていただきながら、この飲食店さんへの支援についてはぜひやっていただきたいということを申し上げますし、7月ということでしたら6月議会でもお話しはできます。そういうことですので、時期をそんなに急がない、もしくはじっくりとターゲットを絞ってやっていくということがこの緊急時においては、あれもこれもではなく、あれかこれかということしかできない、財源の問題でそういうことがございますので、ぜひ6月議会にかけていただくように、これが承認されれば、もちろん予算執行される可能性があるかもしれませんが、7月ということですので、そのようにしていただくのがいいのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） その辺もいろいろ考えさせてもらいました。ですけども、私どもも定額給付金もありますし、その間を縫ってやっているんですね。ただ、待っているとやっぱりレスポンスが遅いということで、とにかくできるところから着手させてもらいたいということがあって、ちょっと無理を言ってこの辺を入れさせてもらっているところでもあります。今回、議員の方々の構成も変わりましてこういう状況になっておりますので、できるだけ細かいところが本当はお話しできたらよかったのかなとも思うこともありますが、何とかそういう早めの着手ができるところからという思いがありまして、入れさせていただいたということがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。



○9番（松野貴志君） 議席番号9番、新生クラブの松野貴志です。

議案第36号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算、同じく6ページ、款総務費、項総務管理費、目企画費、その中にあります節の市内事業所活性化補助金1億535万円の件で、今馬渕議員のほうからもるるいろんな御質問がございましたが、1点だけ確認させていただきます。

今、企画部長の御答弁の中で、議会の構成が変わったのでこの時期になったというような御答弁がございました。議会構成が変わったからこの時期になったという内容をもう一度、説明をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 言葉が足らなかったかもしれませんが、いわゆる総務委員会協議会だとか、定例にちょっとできなかったというところもありましたし、コロナというのが突然やってきたというところもありましたし、そういう点でいつもの状況と違っていたという思いがありまして、今はそういう話をさせていただいたんですけれども、いつものようなところ……、いつもじゃないんですけど、こういうことになってしまったんですから。

ですから、私どもも慌てているといいますか、早く対処したいということもありましたし、だけれども、お話をしたかったんだけれども、なかなかしづらい状況だったなあというところもありましたしというところで、気をもみながら事を進めてきたという思いでちょっとお話をさせていただいたということでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

議案第36号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第37号令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の質

疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

議案第37号令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後4時24分

再開 午後4時47分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から、議案第38号瑞穂市監査委員の選任について提出されました。

お諮りします。議案第38号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することにしたいと思います。御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することに決定しました。

---

#### 追加日程第1 議案第38号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 追加日程第1、議案第38号瑞穂市監査委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） それでは、1件追加提案について説明をさせていただきます。

議案第38号瑞穂市監査委員の選任についてであります。

議員のうちから選任する監査委員につき、新たに杉原克巳氏を監査委員として選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、1件の追加議案につきましての概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適正なる決定をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議案第38号を会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、議案第38号の質疑を行います。

地方自治法第117条の規定によって、杉原克巳君の退場を求めます。

〔11番 杉原克巳君 退場〕

○議長（庄田昭人君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

瑞穂市監査委員に杉原克巳君を選任することに同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第38号は同意することに決定しました。

杉原克巳君の入場を許します。

〔11番 杉原克巳君 入場・着席〕

○議長（庄田昭人君） ただいま、松野貴志君ほか5人より、発議第3号新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置決議についてが提出されました。

お諮りします。発議第3号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第2として審議することにしたいと思っております。御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第2とし、審議することに決定しました。

---

#### 追加日程第2 発議第3号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 追加日程第2、発議第3号新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置決議についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

9番 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 議席番号9番、新生クラブの松野貴志です。

発議第3号新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置決議について。

提出者が私、松野貴志、また賛成者が若園五朗議員、若井千尋議員、棚橋敏明議員、今木啓一郎議員、馬淵ひろし議員の5名の賛同を得て提出させていただきます。

また、瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定により提出をさせていただきます。

理由につきましては、市長が設置した瑞穂市新型コロナウイルス感染症対策本部と連携を図りつつ、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市内経済に及ぼす影響が最小となるような対策を調査・研究しようとするものであります。

また、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置の名称につきましては、非常に長いかもしれませんが、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会。

また、設置の根拠は地方自治法第109条及び委員会条例第6条でございます。

目的につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関する調査・研究でございます。

また、委員の定数は9名でございます。

何とぞ御審議賜りまして、御理解賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（庄田昭人君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第3号を会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

発議第3号新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置決議については原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。発議第3号新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置決議は可決されましたので、委員を選任する必要があります。

この件を緊急を要する事件と認め、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員の選任については、緊急を要する事件と認め、日程に追加し追加日程第3として審議することに決定しました。

---

### 追加日程第3 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員の選任について

○議長（庄田昭人君） 追加日程第3、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員の選任について議題にします。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後4時57分

再開 午後5時17分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、若園五朗君、若井千尋君、棚橋敏明君、今木啓一郎君、松野貴志君、馬淵ひろし君、関谷守彦君、北川静男君、藤橋直樹君の9名を指名したいと思います。

御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思いますので、第2議員会議室をお使ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、しばらく休憩します。

休憩 午後5時18分

再開 午後5時42分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

委員長 棚橋敏明君、副委員長 馬淵ひろし君、以上のとおりです。

ただいま新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長から、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。本件は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第4として審議することにしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本件は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第4として審議することに決定しました。

---

#### 追加日程第4 閉会中の継続調査申出書について

○議長（庄田昭人君） 追加日程第4、閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいま議会運営委員長から、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。本件は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第5として審議することにしたいと思えます。御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本件は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第5として審議することに決定しました。

---

#### 追加日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（庄田昭人君） 追加日程第5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（庄田昭人君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第2回瑞穂市議会臨時会を閉会します。ありがとうございました。

閉会 午後5時45分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年5月12日

瑞穂市議会 臨時議長 藤橋 礼治

議長 庄田 昭人

議員 若原 達夫

議員 北川 静男